

第36回内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会 議事録

1. 日 時：令和6年1月15日（月）14：00～14：51

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館9階928-1会議室

3. 出席者：

（1）委員

座長 田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
梅澤 真由美	公認会計士
千葉 功	学習院大学文学部教授
牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
山内 暁	早稲田大学商学大学院教授

（2）説明者

（公文書管理課）

坂本 眞一	大臣官房公文書管理課長
松尾 俊浩	大臣官房公文書管理課調査官

（（独）国立公文書館）

佐々木 奈佳	独立行政法人国立公文書館次長
--------	----------------

（3）事務局

岡本 直樹	大臣官房政策立案総括審議官
-------	---------------

（政策評価広報課）

盛谷 幸一郎	大臣官房政策評価広報課長
三輪 篤生	大臣官房政策評価広報課課長補佐（独立行政法人担当）

○盛谷政策評価広報課長

それでは、ただいまから第36回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

今回も、オンラインを併用しての開催となっております。

議事次第にございますとおり、本日の主な議題は1件でございます。

御審議いただく独立行政法人国立公文書館の「令和6年度目標（案）」に関する資料といたしまして、資料1－1から資料1－5の5点がございます。

また、今後のスケジュールを記した資料2が1点。

そのほか、参考資料として、当懇談会について記載した資料1点がございます。

以上、計7点でございますが、不備等がございましたら、御指摘いただければと思います。

それでは、議事の進行につきまして、田辺座長、よろしくお願い申し上げます。

○田辺座長

それでは、早速でございますが、議題の審議に入ってまいりたいと思います。  
今回の議題は「国立公文書館の令和6年度目標（案）について」でございます。  
では、坂本公文書管理課長より説明をお願いいたします。  
では、よろしく申し上げます。

○坂本公文書管理課長

それでは、主に資料1-1と資料1-2に基づきまして、国立公文書館の令和6年度目標案について御説明させていただきます。

資料1-1でございますが、国立公文書館の概要については従前から御説明しているところと思います。上段の「目的」でございますが、国立公文書館は、国の機関や独立行政法人等から、保存期間の満了した文書のうち歴史資料として重要なものの移管を受け入れて、法律上「特定歴史公文書等」となりますが、これを保存し、一般の方や研究者の方からの請求に応じて利用に供しましたり、さらに利用の促進のためにデジタルアーカイブ化したり、展示会を開いたりするなどの事業を行っているものでございます。

右側の「主な業務」に今申し上げたようなことを整理しております。まず①にありますのは、現用段階の行政文書等について、各府省等に対し歴史公文書等の選別に係る専門的技術的な助言を行うということでございます。

②以降が、非現用となった歴史公文書等に対する事業でございますが、歴史公文書等を受入れ、永久保存する、利用に供する、また利用促進のために展示会やデジタルアーカイブ化等を行うということ。⑥以降は、その他の業務といたしまして、地方公共団体や関係機関との連携協力を図ったり、あるいは調査研究、国際交流、人材育成のための研修を行うということ。

そして近年では、⑩にございますが、専門人材としてのアーキビストの認証といった業務も行っております。さらに、認証アーキビスト育成の道筋を示すものとして、准認証アーキビストの認定も行うこととしておりまして、本年4月に初の認定を予定しているところでございます。

それから、⑪にございますが、アジア歴史資料センターによる情報提供も行っているところでございます。

なお、資料に記載はございませんが、現在、国立公文書館新館の開館に向けた準備を行っております。新館は令和10年度末の開館を予定しており、今後、建物の建築などにも入ってまいりますが、併せて国立公文書館の体制や機能についてもしっかりと備えていくことが必要となっているところでございます。

それでは、資料1-2に基づきまして、具体的な目標案について、令和5年度から修正したい部分を中心に御説明させていただきます。

令和5年度と来年度の目標では、館をめぐる環境の変わる点が2つあると思っております。

す。

一つは、新型コロナの影響でございますが、令和5年度の目標では、まだ影響を脱し切れていない、あるいは見通せないということで、一部の指標を参考指標にしましたり、指標を下げたりした部分がございます。しかし、令和6年度は、新型コロナの影響はほぼなくなると思われますので、こうした部分について、改めて指標として立てるなどの見直しをしたいと考えております。

もう一つは、先ほど触れましたが、新館開館まで残り5年度ぐらいとなってまいります。このため、新館に向けた準備や、館の機能や体制の強化を本格的に行っていく必要があります、そうした内容を盛り込みたいと考えているところでございます。

それでは、項目に沿って順番に御説明させていただきます。

まず「導入部分」については、今申し上げました「新館に向けた機能・体制の充実強化」が必要になっているといった記述を追記しております。具体的には、資料1-3に新旧対照の形でございますので、必要に応じて参照していただきたいと思っております。

続く大きな数字1が、本論の部分でございますが、まず「(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置」として、現用文書についての取組がございます。

こちらの2つ目のポツにございますが、各行政機関等が保有する文書で保存期間の満了したもののうち、重要な歴史公文書等をしっかりと移管するよう、各府省が選別等を行う際に専門的技術的助言を行ったり、あるいは1つ目のポツにございますが、公文書管理に関するガイドラインや通知などの基準等の運用及び改善について助言等を行ったりする取組でございます。近年では、特に公文書の電子化への対応が課題となっております、そうした点について助言等をいただいているところでございますが、引き続きこうした役割を適切に果たしていただきたいと考えております。

(2)は「歴史公文書等の保存及び利用その他の措置」でございます。

①の「保存に関する適切な措置」でございますが、アの行政機関等からの受入れに関する措置と、イの受け入れた文書の保存に関する措置に分かれております。

まず「ア 受入れに関する措置」でございますが、これは行政機関等から受け入れて、一般の利用に供するまでの作業となります。この部分につきまして、2ポツ目に赤字で記しておりますが、「司法府からの移管対象文書の拡大に向けた検討への協力」という内容を追記したいと考えております。これについては、裁判所において重要な民事事件や少年事件の記録が廃棄されるといった事案が発生いたしまして、昨年5月に最高裁判所から報告書が出ており、その中で、こうした重要な事件の記録の国立公文書館への移管の拡大に向けて、最高裁、内閣府、国立公文書館での協議を進めていくといったことが盛り込まれているところでございます。既に担当者間での相談などを始めておりますが、引き続き、こうした3者での検討に協力してもらいたい旨を記載したいと考えているものでございます。

次に「イ 保存に関する措置」でございます。保存については、古い文書の修復や、複

製物作成などの作業に加えて、3つ目のポツにございますが、近年では、電子公文書等の長期保存のために必要な調査検討を進めることも大きな課題となっております。この点について、令和5年度はどのようなフォーマットで長期保存していくかといった検討を行っていただいておりますが、さらに、安定的に保存していくための諸課題や、あるいは長期保存の標準的なフォーマット以外のフォーマットで保存された文書をどうするかといったことも検討が必要になっておりまして、令和6年度、令和7年度までかけてしっかりと検討してもらいたいと考えております。

この部分については、目標本文に従前から記述が入っておりますが、そうした内容が引き続き課題になっているということでございます。

続きまして、②の「利用に関する適切な措置」でございます。こちらは「ア 利用の請求に関する措置」と「イ 利用の促進に関する措置」に分かれております。

まず「ア 利用の請求に関する措置」でございますが、こちらは、現用文書の情報公開請求と同じように、歴史公文書等については館に対して利用請求がされますが、迅速に対応していただきたいということでございます。

続いて「イ 利用の促進に関する措置」でございますが、展示やデジタルアーカイブなどを通じて、一層の利用を促していく取組でございます。

この部分では、まず、右側の「指標及び実績」の欄に赤字で記しておりますが、指標を1点見直したいと考えております。具体的には展示会入場者数の指標でございますが、令和5年度には、引き続き新型コロナの影響があって見通せないということで、いったん参考指標にさせていただいたところでございます。実際の数字を見ますと、令和5年度の12月末時点の数字が2万9千人余りということでございまして、年度を通じて、恐らく3万数千人ぐらいまで回復するのではないかと考えております。令和6年度は、新型コロナの影響はほぼなくなると思いますので、これを指標に戻しまして、数字としては、いったん4万人と置かせていただき、引き続き伸ばしていくことを目指してもらいたいと考えているところでございます。

加えまして、左側の本文のほうに戻っていただきまして、赤字の2行を追記したいと考えております。利用の促進に関して、新館に向けた準備の中で特に中心となる内容でございます。

一つは「新館を見据えた展示会や学習コンテンツ制作」という内容でございます。新館では、国会議事堂の近くの立地ということもありまして、国会見学などと併せて、こども・若者に来館してもらう機会も増えると見込まれますので、こども・若者も視野に入れた展示会や関連イベント、あるいは展示に合わせた学習コンテンツの制作に取り組んでいく必要があると考えており、こうした検討や準備を進めていただきたいという趣旨でございます。

もう一つ、新館に合わせて、デジタル技術の活用の推進によって、一層の利用促進を図っていくことが必要と考えております。具体的には、例えば「利用手続のオンライン化の

検討」と記載しておりますが、利用請求から提供までデジタルでできるようにするといったことも検討が必要になると考えておりますし、またデジタルアーカイブについても一層加速化することが必要と考えておりますので、そうした趣旨を追記しているというところでございます。

2枚目に進んでいただきまして、③の「連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献」という項目でございます。

まず、アの地方公共団体等との連携協力でございます。こちらについては、右側でございますが、今年度から横断検索によって連携が可能になった機関の数を参考指標としており、こうした取組を引き続き進めたいと考えております。

「イ 調査研究」と「ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献」でございますが、これらについては指標を若干見直したいと考えております。

まず、調査研究のほうでございますが、令和4年度から論文等の調査研究成果の情報発信数を指標にしており、目標としては5件としております。この目標について、事前に国立公文書館とも相談したのですが、一つには、先ほども御説明しましたが、特に電子公文書等の長期保存が大きな課題になっておりまして、調査研究業務をそうした研究に注力させていきたいということでございました。

もう一つには、新館に向けては、調査研究機能と申しますか、シンクタンクとしての機能が非常に重要になってまいりますが、そうしたシンクタンクとしての今後の研究分野や、あるいは体制の在り方について、様々な情報収集なども含めて考えていきたい、令和6年度、7年度にかけて検討していきたいということでございました。

そうした検討自体は、論文といった具体的な成果にはなかなか結びつきにくいので、この指標をいったん参考指標にできないかという相談を受けまして、内閣府としても理由があることだと考え、令和6年度、7年度は参考指標にした上で、また令和8年度から指標に戻すといったことでいかがかと考えたところでございます。

なお、「※」として、令和5年度の指標の達成状況は、上半期がまだ0となっておりますが、これは、関連する学術誌などが通常年度末に出ているためでございます、下半期に具体的な数字が上がってくるものでございます。

次に国際的な公文書館活動でございますが、例年、発表を行った国際会議等の数について2回以上という指標にしてございました。

これについて、令和6年度につきましては、左側に赤字で記載しておりますが、国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）の理事会を日本国内で開催する予定がございましたが、それ以外には国際会議の予定がないということでございます。この点は、国立公文書館の努力ではいかんともし難いところがございますので、令和6年度の目標としては、例外的に「1回以上」として、翌年度からまた「2回以上」に戻したいと考えております。

なお、EASTICAは国内開催でございますが、負担も大きいものでございますが、これについてはしっかりとやってもらいたいと考えているところでございます。

続く（３）の「研修の実施その他人材の養成に関する措置」でございます。４つ目のポツに赤字で記しておりますが「認証アーキビスト、准認証アーキビストについて学習機会の充実及び普及啓発」といった内容を追記しております。

認証アーキビストについては、令和２年度から認証が始まりまして、これまで４年度で計３２３名の方を認証しており、次第に軌道に乗ってきているものと考えておりますが、さらに准認証アーキビストとして、アーキビストの要件のうち知識や技能などの要件を備えた方を認定していく仕組みを導入し、この４月から認定を始めるということでございます。そうした取組の進捗がございますので、それも踏まえた記述の見直しをしているものでございます。

（４）の「アジア歴史資料センターにおける事業の推進」でございますが、こちらは、データベース検索のページビュー数などを指標としておりまして、いずれも目標をおおむね達成しており、引き続き取組を進めていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、一つ飛んでいただきまして、大きな数字３の財務内容の部分でございます。

こちらについては、例年事業収入を指標として立てております。これは、特別展などに合わせてグッズを売るなどした収入について、例年「４００万円以上」を目標としておりましたところ、新型コロナの影響があるということで、令和５年度については「３００万円以上」にいったん引き下げたところでございます。

この点、令和５年度の実績を見ますと、現時点で２８０万円ぐらいということで、年度を通じては３００万円台を確保できるのではないかと考えております。新型コロナの影響が薄れまして、先ほど御説明しましたように、展示会入場者数も再び指標として立てて、増加を目指していくことにしておりますので、事業収入についても「４００万円以上」に戻したいと考えているところでございます。

最後に、４のその他でございます。２つ目のポツにございますが「新たな国立公文書館の建設等を踏まえた取組」として「展示基本計画等を踏まえた必要な検討・取組の推進」という内容を追記しております。

新館におきましては、展示室の面積が大きく広がることもございまして、展示をどのように行っていくのが大きな課題となっております。今年度は、内閣府で有識者検討会を設けまして、新たな展示の基本方針や手法などについて整理を進めており、それに基づき年度内にも政府として展示の基本計画を策定する予定でございます。令和６年度からは、これを踏まえて、具体的な展示の設計に入っていく必要がございますので、国立公文書館としてもしっかりと検討してほしいという趣旨で加えているところでございます。

以上、目標案の概要について御説明いたしました。

ほかの資料として、資料１－３に新旧対照表、資料１－４に目標案を文章化したもの、資料１－５に全体像を示すものを付けさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

○田辺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

オンラインの方は「手を挙げる」機能があるのかな。それでお伝えください。

では、千葉委員、よろしくお願いたします。

○千葉委員

御説明どうもありがとうございました。

資料1、資料2の1ページ目の新館を見据えた展示会や学習コンテンツ制作、デジタルアーカイブの加速化は、とてもいいことだと思っております。

特に後者につきましては、私が教えている学生も、かつてそういうデジタルアーカイブがない時代では行かなかったような学生が、今、デジタルアーカイブも使って、卒業論文を作成している時代に突入しましたので、国立公文書館を一般の人に知ってもらうには、デジタルアーカイブをさらに出していただく必要があると思っております。

1点だけ御質問なのですが、2ページ目、裏なのですが、認証アーキビスト、准認証アーキビストについての学習機会の充実と書いてあるのですが、普及啓発のほうは分かるのですが、学習機会の充実とは、具体的にどういうことをお考えなのでしょうか。教えていただければ幸いです。

○田辺座長

では、この点、御回答をお願いたします。

○佐々木国立公文書館次長

では、国立公文書館から。

○田辺座長

では、お願いたします。

○佐々木国立公文書館次長

国立公文書館次長の佐々木でございます。

学習機会の充実に関しては、現在もアーカイブズ研修という形でやっておりますが、それを引き続きしっかりと実施していく。必要があれば、充実させていくということで考えております。

それから、高等教育機関等におけるアーカイブズに係る科目の充実とか、アーカイブズ関係機関が実施する研修会の充実をこちらから促していくといった関係機関との協力連携

に努めることを考えているところでございます。

○田辺座長

千葉委員、よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょう。

では、牧原委員、よろしく申し上げます。

○牧原委員

牧原です。

貴重なお話をありがとうございます。

最初、パソコンがうまく回らなくて、なかなか入れなくて、恐縮しております。

全体にモデストな、あまり野心的ではない形で目標を設定したのは、私は大変好ましいことだと思いますので、ぜひこの方向で進めてはいかがかと思えます。

中で、例えば地方公共団体とのものとか、100%対応が3年度続いているものがありますね。これは大変すばらしいことなのです。

行政機関の受入れもいいのですが、ある程度これが続くのであれば、こういう目標は削除してもいいような気もいたします。

しかし、さはさりながら、ぜひそういう目標があったほうがいいということであればいいのですが、何となく時代が終わったといいますか、そんな感じがするので、そこはお考えになってもいいのかなと思えました。

ただ、なお、野心的でも、あえてやるとすると、例えば最初の「行政文書等の管理に関する適切な措置」は、350万件でやっていらして、令和5年度はまだこれからなのでしょうが、こういうものはむしろ積極的に書く。適切な措置を申し入れていくというニュアンスを込めて、ここはむしろちょっと多めにしてもいいのかも。今後、そのようにも考えたところでは。

あと、利用促進に関して、来場者ではなくて、展示会入場者になっているのは、これはこれでいいと思うのです。

ただ、実は、東大の図書館で、私は図書館の委員なのですが、学生の利用は、コロナ後はかなり減っているということになっています。学生が来なくなっている。そうである以上、本も借りていないということだそうです。

それは逆に、図書館の本はそういうものなのかもしれないのですが、もしかすると、デジタル展示ページのビュー数も、確かにデジタルコンテンツの時代ではあるのですが、コロナがかなり激しかった頃に比べると、そんなものを見ている暇がないという人も増えているかもしれないので、ここは非常に積極的にやられていますが、デジタルアーカイブの総ページビュー数は、800万ビューで頑張っているらしいのですが、あまり頑張らないほうがいいのかも。もしかすると、今後、コロナ前の水準ぐらいになっていくのかも



しれない。

幾ら増やしても、人は、さすがにコロナ時ほど見ないかもしれないということがあるようですので、これはまたよく観察して、適切に対処されるといいのではないかと。

今回、これで異論はありませんが、そういう状況があるということをもひとつ御参考までということで申し上げたいと思います。

以上です。

○田辺座長

牧原委員、ありがとうございます。

何かコメントはございますか。よろしいですか。

○坂本公文書管理課長

ありがとうございます。

2点の御指摘をいただいたと思います。1点目の、指標のうちほぼ100%達成できているものについては、御指摘のとおりと考えておりますが、他方で、各項目について数値目標をできる限り立てたほうがよいということがあり、今立てている指標よりベターなものがあるかなかなか見つからないこともございまして、目標として横置きにしているものがあるということでございます。この点は、それぞれの項目について、今後可能なものは入れ替えの工夫をしたり、あるいは参考指標を増やしたりといったことも考えたいと思いますが、今回は以上の目標を示させていただいているところでございます。

2点目の展示会入場者数についても御指摘のとおりと考えております。新型コロナの影響の後で、なかなか見通せない。コロナ禍で恐らく、皆さんの行動変容もあって、従来ほどには入場者数は戻らないかもしれないし、かといって、デジタル展示のページビュー数がそこまで伸びるかどうかも見通せないところがあるかと思えます。

今回、展示会入場者数を指標に戻させていただきました。ただ、行動変容などもあるかもしれないので、いきなり5万人まで戻すのはなかなか難しいのではないかと。今年度を見ましても3万数千人ぐらいではないかということですので、4万人でどうかと置いたものでございます。デジタル展示などそのほかの指標についても、来年度はいったん横置きにさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○田辺座長

牧原委員、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

ほかにかがでございましょう。

○山内委員

すみません。

今のところに関連してよろしいでしょうか。

○田辺座長

では、山内委員、お願いします。

○山内委員

私も、牧原委員が最初におっしゃられた目標の指標については気になっておりました、令和6年度はコロナの影響なしと何回か御発言があったと思うのですが、コロナから回復してどうなのかというだけではなくて、コロナ前の水準と比較してどういう方針を取っているのか、御質問しようかなと思ったのですが、先ほど答えていただいていたので、そちらのほうはいいのですが、それがもうちょっとはっきりと分かるように。

少し書かれているところもあったかと思うのですが、コロナ前の水準と比較してこうなので、このように立てましたというのがもうちょっとはっきりと分かるほうがいいかなと少し感じました。コメントです。

○田辺座長

では、梅澤委員、よろしくお願いします。

○梅澤委員

御説明ありがとうございます。

全体として非常にバランス感の取れた、時流に合った内容だなと感じております。

特に司法府への協力といった公文書館の知識を広く活用する方向性もあり、そして認証アーキビストについても軌道に乗ってきたという印象がございます。

また、新館への対応に関しても、展示室の話も含め、トレンド、時流も踏まえて検討を始められるということですので、非常に期待するところだと思っております。

本年度はイベントもあるようですので、ぜひ日本の、あるいはアジアのナレッジセンターとして、引き続き御活躍いただけるとうれしいと思います。

以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。

割と重なるところが多かったと思うのですが、何かコメントはございますか。よろしいでしょうか。

○坂本公文書管理課長

ありがとうございます。

来年度は、新館に向けた準備を進めますとともに、司法府のほうは、これまで古い民事裁判の文書が入ってきておりましたが、他律的な要因からではございますが、それを拡大する機会と考えておまして、今後、しっかりと協議を進めていきたいと考えております。

○田辺座長

では、私からも何点かお願いいたします。

一つは、館を取り巻く環境の変化というところで、我が国の公文書館全体の中核機能を担うCenter for Archivesと書いているのですが、この概念は今回、初めて見たので、その機能と体制の充実強化を図ることが求められて、そのとおりでと思うのですが、そうすると、特に地方の自治体とか、いろいろとあるとは思いますが、その中で、公文書館は、センターといったときに、一体何をするのかなと。

今の牧原委員の御指摘にもありましたが、基本、どうやったらというお困り事相談をされて、それに対して助言を100%返すというある意味受け身なのですが、センター・フォーとなると、受け身だけで済むのかなと単純に考えるわけでございます。

その中で、コンセプトも含む、そこから導き出される、今まであまりやっていなくて、今後展開したい機能は一体何なのでしょうと、ある程度見通しがあったら、お教えいただきたいのが1点目でございます。

2番目は、司法のところは、引取り手はここしかないのではという感じで、裁判所は独自にやる気はないのかとか、いろいろと思ったりもするのですが、三権分立から大丈夫かなとか、余計なことも考えますが、基本、この移管対象の問題は、昔、大学のときに、裁判所の記録、民事原本を破棄するときに、あまりに大切なものを捨てるというので、大学のほとんどないスペースを使って、一回引き取ったことがあって、それで戻したのです。

ありていに言うと、大学の研究者は、民事判決の原本は物すごく大切に、そんなものを破棄するのは何事かと思っているのですが、どうも裁判所のほうはそうでもなかったようで、こういう認識の違いによって、残す文書数とかも圧倒的に異なってくるので、その目線合わせというのですか、それは割と上手にやっていかないとまずいというのと、何で大学人が怒ったかという、内側でやってしまうからでありまして、後々この文書を使うかもしれない人は恐ろしく対象が広いし、かつ、将来世代にわたる部分なのです。

もちろん、事務方で詰めるのは間違いなく必要な作業ではあるのですが、一般の御意見みたいのところ、ないし視線にさらす機会はどんな形で確保されるのかなというのは気になっているところでございます。

もちろん、作業をきっちりと固めたいというのと、何を言うか分からない人たちに広げて物を聞くことの間ジレンマはあるのかもしれませんが、そこら辺のバランスの取り方みたいところで何か仕掛けを考えているのだったら、お願いしたいというのが2点目で

す。

3点目は、今回、かなりデジタルの部分ががっとうってまいりました。

それは当然のことだろうと思いますし、それを展開していく方向性は間違いのない方向だと思うのですが、デジタル技術の活用というところで、要するに、既存のものをデジタル化すると、今、官公庁でやっている電子決裁などは電子になっていますので、そこをどういう形で保存するかということは、そもそも現用で、電子決裁でやっている保存の仕方に割と影響してくると思うのです。

どういうことかということ、電子で保存したものをそのままこっちに持ってきたときに、例えばPDFで画像処理とかされると、検索が一切できなくなってしまうわけです。

ということは、元の公文書に移管する前のところで、どういうフォーマットでということまで考えておかないと、将来の利用の範囲は恐ろしく変わってしまう感じがあるので、そこら辺は、今のところどういう議論をして、どういう時間軸の中でやっていくとお考えなのか、お教え願いたいと思います。

今回の単年度の目標が大きく変わるという感じではないと思うのですが、将来的にわたる次の1年の話ですから、どうなっているのというのをお聞かせいただければと思います。

以上、3点ほど申し上げました。

○佐々木国立公文書館次長

私からでいいですか。

取り敢えず、私からお答えします。

1つ目のCenter for Archivesといった中でも、特に地方公文書館との関係ですが、当方で今考えているのは、地方における国立公文書館は、ほぼ全都道府県に設置されていますが、まだ幾つかの県で設置されていないところもあります。

特にそういったところに向けて、設置などに関するガイドラインみたいなものを作ったり、今、既に設置されているところでも、運営に関しても規範的なものがあつたらいいだろうと考えますので、そういった運営に関するガイドラインみたいなものを作るのが望ましいかなと。

それから、人事交流を実施したり、そういったことでも貢献できるのかなと現段階では考えているところです。

それから、司法との関係で、民事判決原本については、先生が御指摘のように、過去に問題となったことがありますので、裁判所との関係で、民事判決原本については、今、何年かかけて計画的に移管していただいているところでございます。

今回問題になっているのは、その他以外の部分でございまして、そういった部分について、今、最高裁のほうでも方向性を示されたところというか、恐らく、これから具体的にどういうものを移管していくという詰めをしていくのではないかと思いますので、そう

いったことで、今、我々として持っている専門的な知見を提示して貢献していく段階に今後入っていくのではないかと考えております。

それから、デジタル化の電子公文書に移管する動きについては、長期保存の観点では、これまでは一旦PDFに移行して、それを移管してもらうということでやってきておったのですが、先ほども御説明があったように、長期保存の調査研究をしている中で、標準的なフォーマットを設定して、改ざん等の問題がないものを標準的なものに設定して、それであれば、もともとのフォーマットの形で移管しても大丈夫だろうという観点で調査研究が進んでおりますので、そういったことができるのであれば、恐らく、検索等の機能も十分に活用できるような形で移管してもらうことが今後、可能になってくるのではないかとということで、今、調査研究を進めているところでもあります。

○田辺座長

分かりました。

いずれも非常に大切な論点かと思っておりますので。

○佐々木国立公文書館次長

そうですね。

そういった観点も含めて、今検討しているところでございます。

○田辺座長

しっかりと御検討いただければと思っております。

ほかにいかがでございましょう。

補足。

○坂本公文書管理課長

若干補足させていただきます。司法府からの受入れにつきましては、裁判所のほうで特に史料としての価値が高いような記録については、特別保存という形で保存しておりますが、こうしたものは残したいという意向がみられるところでございます。御指摘のような目線合わせも必要とは思いますが、裁判所のほうでは、そうしたものが重要と考えていると伺っているところでございます。

それから、一点目にCenter for Archivesについての御質問がございました。説明の中でも申し上げましたが、特に調査研究を行うシンクタンクのような機能については、これまでなかなか手が回っていなかったものでございますが、そうしたことも、新館に向けて、どのように体制をつくっていくのかといったことも含めて検討してもらいたいと考えているところでございます。これまで足りなかった機能という御質問でしたので申し上げます。

○田辺座長

ありがとうございました。

この目標の中には間違っても書けませんが、そういう新しい機能を展開するためには、間違いなく人が必要なので、ここ数年間を使って定員の確保、それから、恐らく非常勤職員の方の常勤化みたいなことに取り組んでいただかないと、この人材不足の中で、長期的にもたないかなという感じは、感想としては思っております。

○佐々木国立公文書館次長

来年度予算でも、増員というか、人材の充実については、これまでよりも若干手厚くしていただいておりますので、予算が成立した段階では、それを十分に活用していきたいと思っております。

○田辺座長

分かりました。

ほかにいかがでございましょう。

○山内委員

すみません。

今のところで、今いらっしゃる方の定着率は、どのような感じなのでしょうか。

最近、ビズリーチとかで割と転職が増えていたりすると聞くのですが。

○佐々木国立公文書館次長

詳細なデータはないのですが、離職率はそんなに高くはないのではないかと。

○山内委員

では、肌感覚として、そんなに流出はしていないと。

○佐々木国立公文書館次長

そうですね。

非常勤職員の割合はかなり高いのですが、非常勤だからといって、1年で辞めるというケースはそんなに多くはないと承知しております。

○山内委員

では、長く働いていただけるような環境ということですね。

○佐々木国立公文書館次長

そうですね。

非常勤の方でも、十分に我々に貢献したい、あるいはまだ働いてもらいたいということがうまく合致して、かなり長い期間働いていただいているケースが大半になっております。

○山内委員

1点だけコメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

今年はこれでいいと思うのですが、最後のところに、本当に少しだけ「排出の削減」というのが令和5年目標と令和6年目標と変わらず、1行だけあるのですが、注目度も高いところですし、もうちょっと具体的に説明されたほうがいいかなと思いました。今後の課題ということでもいいと思います。

○坂本公文書管理課長

温室効果ガスの排出の削減の部分でございますが、こちらは、国立公文書館だけではなく、政府全体、独法全体の取組として求められておりますので、それを基に記載したところでございますが、今後、全体で動きがあれば、追記することなども考えたいと思います。

○山内委員

新館は新しい建物で、環境に優しい建物ということなのですね。

○佐々木国立公文書館次長

現行のいろいろな基準を基に設計されると思いますので、そこはかなり確保されると考えております。

○山内委員

ありがとうございます。

○田辺座長

ほかにいかがでございましょう。

一通り御発言いただきましたが、何か補足等があれば、よろしゅうございますか。

それでは、一通り御発言いただきました。

御意見、コメント等はございましたが、修文等の御意見はないというのが私の認識でございますので、ほかにないようでしたら「国立公文書館の令和6年度目標（案）について」当懇談会としては、この形で承認したいと。

意見なしということで確定したいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺座長

ありがとうございました。

では、この形で進めさせていただければと思います。

最後に、一応、管理課・公文書館退室とシナリオには書いていますが、スケジュールだけのことなので、そのまま進めていただければと。

○三輪政策評価広報課課長補佐

それでは、私は、政策評価広報課の三輪でございますが、資料2のスケジュールについて、簡単に御説明させていただきます。

「目標に係るスケジュール」でございますが、今日、御意見なしということで結論をいただきましたので、これをもって、次はデジタル庁との協議。これはデジタル関係、情報関係の整備の部分だけですが、デジタル庁との協議となります。

それから、2月には財務省との協議もございます。

財務省との協議が整いましたら、府内の手続を経て、大臣までの決裁を経て、国立公文書館に指示させていただくということでございます。これは2月下旬ぐらいまでかかるのではなかろうかということでございます。

その後、目標に関する指示を踏まえまして、国立公文書館のほうで令和6年度の事業計画案を作成していただきまして、これについても、有識者懇談会で審議いただくと。

ただ、こちらは、通常、持ち回りとさせていただいております。よろしければ、持ち回りでの御審議という形にさせていただければと考えております。こちらにつきましても、財務省との協議はございます。

こちらの協議が整いましたら、府内での手続を経て、事業計画を認可させていただくということになります。

以上でございます。

○田辺座長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に関して、御質問等はございますでしょうか。

これは、総務省の行管のほうには持っていかないの。

○三輪政策評価広報課補佐

いいえ。特に総務省の独立行政法人評価制度委員会の審議は必要としていません。



○田辺座長

ないのですね。

分かりました。

ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。

では、特にないようでございますので、議事の進行は、事務局にお返し申し上げます。

○盛谷政策評価広報課長

座長をはじめ、委員の先生方、円滑な運営をどうもありがとうございました。

本日の有識者会議は、これもちまして終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○田辺座長

どうもありがとうございました。

以 上